

全国大学医学部附属病院長各位

平成 16 年 1 月吉日

血液新法に規定されている輸血実施体制の整備について

-安全かつ適正な輸血の実践に必要な輸血部の整備に関するお願い

日本輸血学会会長

国立大学輸血部会議会長

名古屋大学医学部附属病院輸血部教授

高松純樹

拝啓 新しい年を迎えて、院長先生をはじめ貴大学病院の皆様におかれましては、中でも国立大学病院の先生方におかれましては 4 月に迫った独立行政法人への移行で大変ご多用中のことと拝察申し上げます。

平成 15 年 12 月 24 日には坂口力厚生労働大臣は医療事故を防止し、国民が安心して医療を受けることができる安全管理対策を推進することを求めた医療事故対策緊急対策アピールを発表しました。輸血に関しては輸血医療を行う医療機関での責任医師および輸血量法委員会の設置、特定機能病院等においては輸血部の設置により、輸血の管理強化を図るものとなっています。

また、昨年 7 月より施行されました「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」いわゆる血液新法は、血液製剤による HIV 感染問題などの反省から、アルブミンやグロブリンなどの血漿分画製剤も含む全ての血液製剤の国内完全自給を実現しようとする趣旨で作られたものであります。そして、その達成のために、国および血液製造供給業者(具体的には日本赤十字社血液センター)が安全な血液を安定的に供給することに加えて、医療関係者の責務として、安全かつ適正な輸血を実践することが明記されております。

すなわち、第七章、血液製剤の適正な使用に関する事項の所で、医療関係者は、「血液製剤の特徴を十分に理解し、その適正な使用を一層推進する」必要があること、医療機関は、「血液製剤を用いた医療が適正になされるよう、院内の血液製剤を管理し、使用するための体制を整備すること」が重要であることが記載されております。また、医療関係者は、「それぞれの患者に応じて血液製剤の適正な使用に努めること」が重要で、患者又はその家族に対し、「適

切かつ十分な説明を行い、その理解と同意を得るように努める」ものとするという記述があります。

少子高齢化による相対的な血液供給不足を克服して、国家的な課題である「血液の完全国内自給」を達成するためには、適正輸血の実践・自己血輸血の推進が不可欠であります。特に、教育研究病院であり、各地域の基幹病院である大学病院には、上記を具体化し、さらに、医師、技師等のコメディカル、医学部学生や保健学科学生などの教育・研修を実施し得る体制を整備することが求められております。

具体的には、輸血部が積極的に輸血の臨床にかかわるために複数の臨床経験豊かな専任教官の任命、その他の検査部門の検査技師と共同で担当する輸血検査管理 24 時間体制の確立、そのための検査技師の適正でフレキシブルな配置、貯血式自己血輸血やアフエレーシス治療を安全かつ確実に遂行するための看護師や臨床工学士の適切な配置等、が喫緊の課題であると考えます。

輸血部教官および技官の第一の責務は、臨床の現場に参加して臨床各科と十分な連携をとりながら、適正輸血・自己血輸血を進め、輸血療法委員会等を通じて輸血に関する院内コンセンサスを形成すること、医学部学生を含む医療関係者に対して臨床に則した輸血医学教育・研修を行うことにあります。また、輸血臨床に役立つ新しい検査法を開発する責務もあると考えます。

言うまでもなく、輸血は手術時の出血や白血病などの血液疾患治療中の出血傾向に対する補充療法として日常的に行われ、医療に不可欠な治療法のひとつであります。加えて、21 世紀を迎え、これからの大学輸血部は再生医療や細胞治療などの先端医療の開発等にも貢献し、院内における横断的診療部門として大きく発展して行くと期待されます。血液新法施行を機会に、国民的な期待も大きい安全で適正な輸血の実践のために、貴大学医学部附属病院輸血部が担う重責を十分ご賢察下さり、必要な体制を整備し、十分な人員配置に格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご発展を祈念申し上げます。

敬具